

議第21号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士